

平成23年度 工事種別の等級区分基準

【等級区分点について】

京都府が発注する建設工事の競争入札参加者の資格を定める等級区分は、以下の客観点と主観点を合計した総合点に基づく。

なお、府内業者の鋼構造物工事を除く指定建設業（土木一式、建築一式、電気、管、ほ装、造園工事）の工事種別毎の等級区分点は〔別表〕のとおりとし、それ以外の業種については等級区分は設けず、「資格有り」とする。

$$[\text{総合点}] X = P + B + C + D - E + F + G + H + I + J + K + L$$

（客観点）

P： 経営事項審査数値

資格審査基準日（平成22年11月1日）の1年7月前の直後の事業年度終了の日以降に受けた直近の経営事項審査値（審査基準日及び審査結果通知日が平成21年4月1日から平成22年10月31日までのもので直近のもの。但し、平成23年2月の競争入札参加資格審査申請者で前述の期間に審査結果通知日がない場合には、当該審査結果通知日が平成23年1月31日までのもの）

（主観点）

B： 工事成績による評定点（注）

C： ISO、KES取得による加算点

国際標準化機構の定めたISO9001及び14001に適合している旨の認証を取得した場合は各10点を加算
特定非営利活動法人KES環境機構の定めたKESのステップ1の認証を取得した場合は5点、ステップ2の認証を取得した場合は8点を加算（ただし、KESとISO14001との重複加算は無し）

D： 障害者雇用による加算点

法定雇用率を達成している場合及び法定外で雇用している場合は10点を加算

E： 不誠実な行為の有無による減点

過去1年間に、「工事等契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（不正行為等に基づく措置基準）の措置をしたものについて、指名停止期間3箇月以上のもは50点、3箇月未満のもは30点を減じる

F： 「府内建設業者の合併等に関する特例要領」に基づく加算点（ ）

建設業許可10年以上、府競争入札参加資格5年以上を経過した企業同士の合併の場合

合併後3年間	客観点（総合評定値P点）の5%加算
合併後4年目	客観点（総合評定値P点）の3%加算
合併後5年目	客観点（総合評定値P点）の2%加算

G： 建設機械保有による加算点（ ）

建設機械の自社保有額（上記Pに係る経営事項審査の申請書類に添付の貸借対照表に記載の固定資産の機械・運搬具の減価償却後の金額）200万円につき1点を別表の6業種に加算（上限20点）

H： 建設機械運転技術者雇用による加算点（ ）

常用で雇用している建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者1名につき2点を完成工事高割合（上記Pに係る経営事項審査結果通知書に記載の各業種の平均完成工事高の全業種合計に対する割合）で別表の6業種に加算（各業種上限20点）

I： 社会貢献表彰等による加算点

過去2年間に災害対応等の現場従事業務に貢献し、京都府から表彰・感謝状等を授与された場合は該当業種に10点を加算

J： 優良工事表彰等による加算点

京都府地域づくり優良工事施工者表彰制度により表彰された場合は該当業種に優秀賞は10点、奨励賞は5点を表彰された年度の翌年度及び翌々年度に20点を限度として加算

K： 建設業労働災害防止協会への加入による加算点

建設業労働災害防止協会に加入（同協会の京都府支部に所属する場合に限る。）している場合は10点を加算

L： 不当要求防止責任者の選任届出及び講習受講による加算点

不当要求防止責任者を選任し、京都府公安委員会が実施する講習を受講している場合は10点を加算

（上記のF、G及びHの主観点項目については、府内業者のみが対象）

（注） 府が発注した工事の成績

審査基準日（平成22年11月1日）の直前4年間に府が発注した当該資格業種について、土木工事にあつては京都府土木工事等検査規程（平成20年4月1日改正）第14条第2項、建築工事にあつては京都府建築及び設備工事等検査規程（平成20年4月1日改正）第14条第2項で定める工事成績評定表により求められる成績点数の次式により加重平均した値に基づく次表による評定点（B）をもって評定する。

$$\text{加重平均値} = \frac{\log(\text{請負額1}) \times (\text{工事成績1}) + \dots + \log(\text{請負額n}) \times (\text{工事成績n})}{\log(\text{請負額1}) + \dots + \log(\text{請負額n})} \quad (\text{注：請負額は10万円を除いた数値を使用})$$

評定表（平均値の下限は「以上」、上限は未滿）

平均値	~50	50~55	55~60	60~65	65~70	70~75	75~80	80~85	85~
評定点	-40	-30	-20	-10	0	10	20	30	40

【府内業者の昇降格要件等について】

単体企業の場合

- 1 新規申請については、最下位等級とする。また、継続申請については、昇格・降格に当たり1等級上下位の昇格・降格にとどめる。
- 2 昇格については、次の各要件を必要とする。
 - (1) 鋼構造物工事を除く指定建設業（土木一式、建築一式、電気、管、ほ装、造園工事）のうち、土木一式工事の等級以上並びに建築一式、電気、管、ほ装、造園工事の等級への昇格に当たっては、特定建設業の許可を要件とする。
 - (2) 指定建設業の土木工事（土木一式、ほ装、造園）の昇格に当たっては、[別表]の下位等級の複数年の経過を要件とする。
 - (3) 建築一式、ほ装、造園の等級への昇格及び電気、管の等級への昇格に当たっては、[別表]の平均完成工事高を要件とする。
 - (4) 土木一式、建築一式の等級以下への昇格に当たっては、等級区分点に20点を加えた総合点を要件とする。（ただし、前年度・前々年度降格者の復帰は除く。）
 - (5) 土木一式・等級及び建築一式等級への昇格に当たっては、[別表]の1級等技術者（1級国家資格者及び国土交通大臣特別認定者）の常時雇用を要件とする。
- 3 降格については、以下のとおり取扱う。
 - (1) 土木一式については、前年度から連続では降格しない。
 - (2) 建築一式・ほ装・造園・電気・管の平均完成工事高については、次のア又はイのいずれかに該当する場合は降格とする。
 - ア 「別表」の平均完成工事高を前年度及び前々年度を含め3年連続で下回る場合
 - イ 「別表」の平均完成工事高の2分の1を下回る場合
 - (3) 土木一式・等級及び建築一式等級については、1級等技術者（1級国家資格者及び国土交通大臣特別認定者）の常時雇用が[別表]の人数に満たない場合は降格とする。
 - (4) 土木一式・等級及び建築一式・ほ装・造園・電気・管の各等級については、特定建設業の許可を有していない場合は降格とする。
- 4 平成23年度の等級区分基準の見直しに伴う経過措置について
 - (1) [別表]の6業種全体に関すること
平成23年度の資格審査に当たっては、一旦「平成22年度 工事種別の等級区分基準」（以下「旧基準」という。）の昇降格要件等により等級を算定し、「平成23年度 工事種別の等級区分基準」（以下「新基準」という。）において相当する等級に移行させた上で認定を行う。ただし、移行後の等級の降格要件に該当する場合は降格とする。また、旧基準に基づき等級を算定する際において、「平成20年度の経審制度改正に伴う平成22年度の激変緩和措置」は適用しない。
 - (2) 土木一式に関すること
旧基準で算定した平成23年度の等級がA1、A又はC等級にあり、かつ、それぞれ、又は等級の各等級区分点から-30点までにある者については、平成23年度の資格審査に限り、一等級上位に位置付けるものとする。ただし、措置後の等級における「昇降格要件」及び「下位経過年数」を満たす者に限る。
なお、土木一式の昇格要件である「等級区分点+20点」については、平成23年度の資格審査においては適用しない。

「府内建設業者の合併等に関する特例要領」に基づく合併等企業の場合

- 1 次の項目以外は上記の単体企業の場合と同様の取り扱い。
 - (1) 上記 -2-(2)(下位経過年数要件)については、合併初年度は合併元企業の最上位等級企業の下位経過年数を引き継いだものと見なす。
 - (2) 合併初年度の等級は、合併元企業の最上位等級の1等級上位までを限度とする。

経常建設共同企業体（土木一式のみの取扱い）の場合

- 1 共同企業体の組合せ計算結果により算出された総合点により、別表を適用し、毎年度新規に格付けを行う。但し、等級は構成員の最上位等級の1等級上位までを限度とする。
- 2 上記 -2-(1)(特定建設業要件)の規定については、少なくとも構成員の1者が特定建設業の許可を取得していることを要件とする。
- 3 上記 -2-(2)(下位経過年数要件)及び(4)(+20点要件)の規定は適用しない。
- 4 上記 -2-(5)(1級等技術者数要件)の規定は、全構成員合計の1級等技術者数により判定する。
- 5 平成23年度の等級区分基準の見直しに伴う土木一式に係る経過措置は適用しない。

【府内業者の入札参加資格審査の申請時期について】

単体企業の場合

2年に1度の定期受付及びその中間年の受付とも11月及び2月の2回実施。(府外業者も同様の扱い)

「府内建設業者の合併等に関する特例要領」に基づく合併等企業の場合

合併初年度においては、年度途中においても参加資格の見直し申請を受付。

次年度以降は、単体企業の場合と同様の取り扱い。

経常建設共同企業体（土木一式のみの取扱い）の場合

毎年度の資格等級の決定後、速やかに申請受付を公告し実施。

(募集期間は2週間程度、平成23年度は平成23年4月7日から4月20日まで)

【府外業者について】

府外業者については、客観点と主観点を合計した総合点のみとし、全ての業種について等級区分を設けず、「資格有り」とする。

[別表]

工事種別	等級	等級区分点	府内業者の昇降格要件			府内業者の昇格要件	
			平均完成工事高(1)	1 級等技術者数	建設業許可	下位経過年数	その他
土木一式	S	(府内のみ、別途審査)					
		900点～ (2)		2名	特定	3年	等級区分点 +20点 (2)
		830点～899点(2)		1名	特定	3年	
		760点～829点(2)				2年	
		680点～759点				2年	
～679点							
建築一式		830点～	1億5千万円	2名	特定		等級区分点 +20点
		740点～829点	5千万円				
		650点～739点					
		～649点					
ほ装		790点～	2億円		特定	3年	
		740点～789点	7千5百万円			3年	
		～739点					
造園		770点～	1億円		特定	3年	
		720点～769点	5千万円			3年	
		～719点					
電気管		740点～	5千万円		特定		
		670点～739点					
		～669点					

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する場合は降格とする。また、平均完成工事高は等級決定に採用した経営事項審査上のものをさす。

ア 「別表」の平均完成工事高を前年度及び前々年度を含め3年連続で下回る場合

イ 「別表」の平均完成工事高の2分の1を下回る場合

(2) 平成23年度の等級区分基準の見直しに伴う土木一式に係る経過措置について

旧基準で算定した平成23年度の等級がA1、A又はC等級にあり、かつ、それぞれ、又は等級の各等級区分点から-30点までにある者については、平成23年度の資格審査に限り、一等級上位に位置付けるものとする。ただし、措置後の等級における「昇降格要件」及び「下位経過年数」を満たす者に限る。

なお、土木一式の昇格要件である「等級区分点+20点」については、平成23年度の資格審査においては適用しない。

以下の工事種別については等級を設けず「資格有り」とする。

大工、法面処理、解体、交通安全施設、その他とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、鉄筋、しゅんせつ、塗装(土木)、さく井、水道施設、左官、屋根、タイル・れんが・ブロック、板金、ガラス、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、建具、消防施設、清掃施設、塗装(建築)